

広島県生活環境の保全等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正
<p>(有害物質の地下浸透の禁止)</p> <p>第三十六条 汚水等関係特定施設において水質関係有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する汚水等関係特定事業場又は特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第二項の規定により前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出を行った事業場(いずれも水質汚濁防止法第二条第七項に規定する有害物質使用特定事業場を除く。)を設置する者は、規則で定める要件に該当する水質関係有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。</p>	<p>(有害物質の地下浸透の禁止)</p> <p>第三十六条 汚水等関係特定施設において水質関係有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する汚水等関係特定事業場又は特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第二項の規定により前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出を行った事業場(いずれも水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質使用特定事業場を除く。)を設置する者は、規則で定める要件に該当する水質関係有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。</p>
<p>(水質関係事故時の応急措置等)</p> <p>第九十二条 汚水等関係特定事業場を設置している者は、当該汚水等関係特定事業場において、汚水等関係特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、水質関係有害物質若しくは油(水質汚濁防止法第二条第四項に規定する重油その他の政令で定める油をいう。以下同じ。)を含む水又はダイオキシン類が当該汚水等関係特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p>	<p>(水質関係事故時の応急措置等)</p> <p>第九十二条 汚水等関係特定事業場を設置している者は、当該汚水等関係特定事業場において、汚水等関係特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、水質関係有害物質若しくは油(水質汚濁防止法第二条第五項に規定する重油その他の政令で定める油をいう。以下同じ。)を含む水又はダイオキシン類が当該汚水等関係特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。</p>